

主 論 文 要 旨

No.1

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	栗原 佑介
主論文題目： デジタルアーカイブにおける著作権の権利制限：「ユーザの権利」論序説				
<p>(内容の要旨)</p> <p>文化資源のデジタルアーカイブ（以下「DA」という。）政策が、国内外で進められている。DAは、文化資源へのアクセスにおける地理的、時間的制約を緩和する点で有用で、コロナ禍における博物館等の閉鎖・入館制限等によって、ニーズはより顕在化した。しかし、DAの実施では、著作権を中心とする関係者の権利保護が制約となる場合がある。その解決を試みる立法政策として、著作権を制限する規定による対応もみられる。もっとも、このような文化政策としてのDAは、文化を享受する国民・市民を中心に据えて展開されるべきである。そのために、本研究では、文化政策としてのDAが、国民・市民の主体的な権利行使として再構成できないか検証する。</p> <p>本研究は、全4部から構成され、その内容は次のとおりである。</p> <p>第I部では、文化資源及びDAの意義を明らかにし、DAの国内外の政策動向を概観する。</p> <p>第II部では、著作権法等の改正により徐々に権利制限の範囲が拡大するわが国の現状と、文化資源の保護との関係でなお残る課題を明らかにする。また、データ流通のためのメタデータや学術情報については、権利者が著作物としての保護よりも幅広い流通やアクセスを望む場合もあることを取り上げた。</p> <p>第III部では、DAの利益を享受する主体の権利として、著作物の「ユーザの権利」に焦点を当てる。諸外国の知的財産法制や裁判例による権利制限、パブリックドメインの設計を分析し、文化資源に対するアクセスを法的に保障すべき局面を横断的に展望する。そして、従来は「権利の空白」とされてきた領域について、「ユーザの権利」の表徴として再評価を試みる。</p> <p>第IV部では、以上の検討から得られた示唆を明らかにする。その示唆は、要旨以下のとおりである。</p> <p>第一に、ユーザの権利は、①消費者保護における消費者の権利、②憲法上の権利としての著作物利用権、③集団的利益からの権利化への正当化、という3つの根拠から正当化される。そして、デジタルアーカイブ権については、目的に応じて根拠は異なるが、②及び③によって肯定される。</p>				

第二に、デジタルアーカイブ権の具体的な権利行使として、抗弁として機能する可能性は保障されるべきである。具体的な場面として、①ユーザによる保存目的のデジタル（ダーク）アーカイブ、②ユーザによる孤児著作物の利用が挙げられる。これらのケースにおいては、いずれも著作権者によるユーザに対する権利行使が、権利濫用（民法 1 条 3 項）の抗弁として制限される場合を想定することができる。

キーワード：著作権，ユーザの権利，デジタルアーカイブ，パブリックドメイン